

横浜市金沢産業振興センターサブグラウンド改修工事 特記仕様書

1-1 件名	横浜市金沢産業振興センターサブグラウンド改修工事
1-2 履行場所	横浜市金沢区福浦一丁目5番2 横浜市金沢産業振興センター
1-3 履行期間	契約締結日から令和8年3月31日まで
1-4 主旨	この仕様書は、サブグラウンドの防球ネット改修工事及びサブグラウンドの舗装工事（人工芝張替工事等）の適正な施行を図るため、請負者が履行しなければならない工事の仕様書を示すものである。
1-5 工事の目的	サブグラウンドに防球ネット、照明柱及び人工芝を設置する。
1-6 現場責任者	現場責任者は、防球ネット、照明柱及び人工芝の張替工事に精通した者とする。
1-7 適用基準等	1 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版による。 2 本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。また、原則として横浜市有資格者名簿に登録された業者より選定すること。 3 施工条件は次による。 （1）工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 （2）詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画素の作製時に施設管理者と協議の上決定し、適宜総合調整及び確認を行う。 （3）現地工事は、令和7年10月1日以降に実施すること。契約日から10月までの期間は、材料の調達手配及び関係機関との調整等の準備にあてること。 （4）履行場所周辺では、建設工事及び建物解体工事が実施されているため、本工事にあたっては、作業者にその状況を周知するとともに工事関係者と協力して円滑な工事運営を実施すること。 4 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施

1-8
関係図書

1-9
安全衛生管理

工する場合はこの限りでない。

なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給する事が著しく困難な場合は、監督員と協議する。

ただし、騒音規制法、横浜市生活環境の保全等に関する条例等の関係法令を遵守するものとする。

- 5 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、これと同等の開発目標で実施された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する。この場合は、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- 6 本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
- 7 本工事は、「警備員等の検定等に関する規則」第1条第4号により規定された交通誘導警備業務の対象となるため、交通誘導員Bの配置が義務付けられている。
警備員は、延80人(昼80人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。
配置された警備員Bは、業務に従事している間は証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。
受注者は、「交通誘導員B勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。
- 8 受注者は、現場の施工に際し、本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において全て完備すること。

- 1 施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。
- 2 施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
 - 1 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
 - 2 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。
名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
 - 3 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。
 - 4 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛

- 生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 5 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材 設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 6 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面、深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- 7 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障が無いよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 8 受注者は、重量が 100kg 以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮するものを定め、監督員に報告しなければならない。
- 9 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提出しなければならない。
- 10 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 11 受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。
- 12 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 13 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- 14 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 15 工事の施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等

1-10
工事現場管理

- を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応すること。
- 16 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
- 17 工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。
- 18 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
- 19 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
- 20 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、承諾を得ること。
- 21 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けると共に立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。
- 設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。
- 1 工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- 2 工事の施工について
- (1) 本工事は、既存の防球ネットを撤去し、新たに防球ネットを布設し、サブグラウンドに人工芝を敷設すること。
本工事期間内に、履行場所に照明設備を設置するため、照明設備請負業者と綿密に調整を図り、協力すること。
- (2) 横浜市金沢産業振興センター利用者の状況を勘案して、施工計画を作成し、工事工程に従い安全に工事を実施すること。
- (3) 現場管理は、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。また、本工事は施設を運転しながら工事になるため、点検整備に支障が生じないように十分配慮すること。
- (4) 仮設は、本工事に必要な電源は、既存設備より供給する。
- (5) 発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。必要に応じ、マニフェストを提出すること。
- (6) 復旧は、他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。
- (7) 工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。
- (8) その他
- ア 工事期間中は、来館者に支障がないように工事を施工すること。
- イ 工事車両は、指定された場所に駐車すること。
- ウ その他は、監督員と打合せの上、施工すること。
- 3 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
 - (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。
 - (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載して、監督員に提出し、承認を経て搬出すること。
- 4 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
- 5 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。
- 6 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 7 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
- 8 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定め

1-11
施行調査と
対応

る基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手までに「建築リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類として提出すること。

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は、1週間とする。

工事に影響がある場合は、工事に影響のないように埋設物の布設替えを実施すること。

解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。

1-12
材料・製品
等

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。

- (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
- (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。
- (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

1-13
防球ネット
撤去工

既存の防球ネット撤去

- (1) 西側 H=5m ネット(60m)・鋼製柱18本
- (2) 南側 H=5m ネット(30m)・構成柱8本
- (3) 東側 H=7m ネット(60m)・鋼製柱17本
- (4) 南側 H=10m ネット(50m)・コン柱8本
- (5) 防球フェンス H=3.0m 金網(80m)・鋼製柱@2m
- (6) バックネット 1基
- (7) スコアボード 1基
- (8) 同上基礎解体・撤去 35m³
- (9) 既設ネット積込・運搬処分 7m³
- (10) コンクリート殻積込・運搬処分 84t

1-14
防球ネット
新設工

防球ネット設置

- (1) コンクリートポール 19-22-15 照明柱 3本
- (2) コンクリートポール 18-22-15 照明柱3本含む 9本
- (3) コンクリートポール 14-19-10 16本
- (4) コンクリートポール運搬 14t車 10台
- (5) 根枷 28本
- (6) ジョイントビーム(L10m用) Φ114.3 3t-4.5 8本
- (7) 自在バンド 4BD-HE 121個
- (8) ターンバックル Φ16 亜鉛メッキ t250 ナット付 118個
- (9) シンプル 割・丸 236個
- (10) 巻き付けグリップ 236個

	(11) L型吊り金具 121 個 (12) メッキ鋼より線 38mm² 2337m (13) 防球ネット(H12m) 1100T 18 本 40mm 目 1998 m² (14) 防球ネット(H13.5m) 1100T 18 本 40mm 目 1051 m² (15) 結束ロープ Φ4mm 4659m (16) その他部材 消耗品他 1 式 (17) コンクリートポール建柱 19-22-15 照明柱 3 本 (18) コンクリートポール建柱 18-22-15 照明柱 3 本含む 9 本 (19) コンクリートポール建柱 14-19-10 16 本 (20) 根枷設置工 28 本 (21) ジョイントビーム設置工 8 本 (22) 防球ネット設置工 取付金具・ワイヤー等設置共 3049 m² (23) 出入口カーテンネット設置工 材工共 2 箇所 (24) 下部金網フェンス工 H=1.8m 基礎ブロック共 61.1m (25) 下部金網フェンス工 H=1.8m 既存擁護壁コア抜き 77.8 m² (26) 防護マット設置工 H=2000 28 箇所 (27) 残土集積・積込・運搬処分 35 m³
1-15 樹木伐採工	(1) 高木伐採・伐根工 H=6m~8m C=150 前後 3 本 (2) 高木伐採・伐根工 H=4m~5m C=120 前後 24 本 (3) 伐採・伐根工 H=4m C=80~100 前後 10 本 (4) 高木伐採・伐根工 H=4m C=60~80 前後 7 本 (5) 中木伐採・伐根工 H=3m~4m 10 本 (6) 低木伐採・伐根工 H=60~80 34 本 (7) 低木伐採・伐根工 その他 24 本 (8) 仮設搬入路樹木移植工 場内仮植え・工事完成後復旧 3 本 (9) 同上積込・運搬処分 1 式
1-16 仮設工	(1) 仮設搬入路設置及び撤去工 砕石スロープ+鉄板敷 1 箇所 (2) 仮設バリケード 南側道路路面 74m (3) 出入口ゲート設置 1 箇所
1-17 グラウンド 舗装工	付帯工 (1) ブロック擁壁工 H=400 122m (2) 歩車道縁石ブロック工 歩車 A 275.7m (3) 残土集積・積込・運搬処分 構造物分 31 m³
1-18 舗装工	(1) 路床整正転圧工 4631.5 m² 既存芝はそのまま (2) 砕石路盤工 t=100 RC-40 4631.5 m² 大型車搬入 (3) アスファルト舗装工 t=50 開粒 4631.5 m² 大型車搬入 (4) ハイブリッドターフ人工芝敷設工 t=55mm EX-II 4631.5 m² 材工共 (5) 同上サッカーライン工 1 面 材工共 (6) 同上ソフトボールベンチマーク工 材工共
1-19 備品工	(1) 既設サッカーゴールネット撤去工 1 対 撤去・処分共 (2) 同上新規ネット設置工 1 対 材工共

	(3) 既設フットサルゴールネット撤去工 4 対 撤去・処分共 (4) 同上新規ネット設置工 4 対 材工共
1-20 水飲み場移設工	北西にある水飲み場を南東側に移設する。 (1) 水飲み場撤去、据付工 1 式 材工共 (2) 配管撤去、布設工(40A 仕切弁含む) 1 式 材工共 (3) 配管等集積・積込・運搬処分 1 式
1-21 疑義	本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い、指示に従うこと。 また、施工中に疑義が生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。